令和元年度 第 2 回台東区次世代育成支援地域協議会 会議録

会議体の名称	台東区次世代育成支援地域協議会		
事務局(担当課)	区民部 子育て・若者支援課		
開催日時	2019年8月21日(水) 19:00~21:00		
開催場所	台東区役所 10 階 1001 会議室		
議題	1. 開会		
	2. 議事		
	(1)審議事項		
	①台東区次世代育成支援計画について		
	②子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設事業の利用定員の設定について		
	③子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設事業の利用定員の設定について		
	(2)事業報告		
	①子育て地域サポーターの実施について		
	②東京都台東区母子生活支援施設さくら荘の指定管理者の選定について		
	③未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について		
	④母子健康包括支援センター機能の充実について		
	⑤平成 31 年 4 月保育所等入所状況について		
	⑥認可保育所の開設について		
	⑦東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定について		
	⑧幼児教育・保育の無償化に伴う対応について		
	⑨区立認可保育所等における使用済み紙おむつの処分について		
	⑩平成 31 年 4 月放課後対策事業の利用状況について		
	⑪令和2年度の放課後子供教室について		
	⑫北上野こどもクラブ運営事業者の選定について		
	⑬東京都台東区立児童館の指定管理者の選定について		
	(3) その他		
出席者	委員	西委員長、堀内副委員長、清水委員、宇津木委員、澤田委員、	
		石田委員、宇佐見委員、江川委員、柴原委員、桑原委員、	
		中井委員、中村委員、土肥委員、望月委員、齋藤(美奈子)委員、	
		小竹委員、酒井委員	
		欠席委員	
		古屋委員、髙橋委員、齋藤(守男)委員	
	関係課	米津センター長(子ども家庭支援センター長)、	
		佐々木課長(児童保育課長)、西山課長(放課後対策担当課長)	
		水田課長(保健サービス課長)、福田課長(学務課長)	
		小柴課長(指導課長)、小澤課長(庶務課長)	
	事務局	川口課長、池田係長(子育て・若者支援課)	

配布資料	【事前配布】	
	審議資料 1	台東区次世代育成支援計画について
	別紙①	台東区次世代育成支援計画 計画達成状況(評価指標)
	別紙②	教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保数の実績
		地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について
	審議資料 2	子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の
		設定について
	審議資料 3	子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の
		設定について
	報告資料 1	子育て地域サポーターの実施について
	報告資料 2	東京都台東区母子生活支援施設さくら荘の指定管理者の選定について
	報告資料 3	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について
	報告資料 4	母子健康包括支援センター機能の充実について
	報告資料 5	平成 31 年 4 月保育所等入所状況について
	報告資料 6	認可保育所の開設について
	報告資料 7	東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定について
	報告資料8	幼児教育・保育の無償化に伴う対応について
	報告資料 9	区立認可保育所等における使用済み紙おむつの処分について
	報告資料 10	平成 31 年 4 月放課後対策事業の利用状況について
	報告資料 11	令和2年度の放課後子供教室について
	報告資料 12	北上野こどもクラブ運営事業者の選定について
	報告資料 13	東京都台東区立児童館の指定管理者の選定について

審議結果

- (1) 審議事項
- ①台東区次世代育成支援計画について 原案どおり了承された。
- ②子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設事業の利用定員の設定について 原案 どおり了承された。
- ③子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設事業の利用定員の設定について 原案どおり了承された。
- (2) 事業報告 特に問題なく了承された。

検討 経過

1. 開会

2. 議事

(1) 審議事項

①台東区次世代育成支援計画について

【説明】

(子育て・若者支援課長)

審議資料1に基づき説明する。台東区次世代育成支援計画(平成27年度~令和元年度)の達成状況は、全体の達成率が57.14%であった。また、未達成項目が6項目であった。未達成指標のうち計画全体の評価指標をみると、「台東区が子育てしやすいと感じる人の割合」は増加目標を掲げていたが、平成26年度現況の56.7%に対して令和元年度見込が52.0%と減少した。一方、「子育てに関して不安や負担を感じる人の割合」は減少目標を掲げていたが、平成26年度現況の41.9%に対して令和元年度見込が46.1%と増加した。

基本目標 2 における未達成事業は「保育所待機児童数」が目標 0 人に対し 7 9 人、「こどもクラブ待機児童数」が目標 0 人に対し 3 9 人という結果となった。

基本目標 5 における未達成事業は「不登校児童・生徒の割合」が目標より見込の割合が高く、「要保護児童数」は目標が減少に対し、見込が増加となっており、それぞれ未達成だったことを報告させていただく。

続いて計画事業の達成状況について説明する。全体の 215 事業に占める未達成事業数が 3 事業であり、達成率は 98.60%であった。未達成事業は、「No.22 ぜん息児サマーキャンプ」、「No.50 商店街振興事業を活用した放課後の居場所づくり」、「No.183 養育支援訪問」であった。なお、各事業における数値の詳細は別紙にてご確認いただきたい。また、子ども・子育て支援事業計画で位置付けている教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保数の実績については、児童保育課長より説明させていただく。

(児童保育課長)

審議資料1別紙②「教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保数の実績」に基づき説明する。同資料は、平成27年度から平成30年度までの需要推計量と実績値のほか、平成31年度の需要推計値と見込み量をまとめている。なお、計画値に比べ実績値が下回っている事業については、令和2年4月1日開設予定の施設定員数を考慮すれば上回る予定となっている。

(子育て・若者支援課長)

続いて審議資料1別紙②「地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について」に基づき説明する。すべての事業において、需要推計量を確保できる体制となっている。

続いて、審議資料1の「第二期(令和2年度~6年度)計画の策定状況」について説明する。 第二期計画は、現在、庁内検討会にて検討を行っており、次回の「台東区次世代育成支援地域協議会」に諮る予定である。計画の基本理念は「子供の育ちと若者の自立を支え、すべての子供・若者が成長し輝くまち たいとう」を検討している。基本目標は、今の時代背景を考慮して、現行計画の5つから7つに変更することを検討している。具体的には、現行計画の基本目標5「子供が安心して安全に育つ環境をつくる」のうち、配慮を要する子供への支援充実を独立させて基本目標6とした。また、次期計画は、子供の貧困対策計画と子ども・若者計画を新たに包含した計画にする。

今後のスケジュールは、11 月上旬に第 3 回次世代育成支援地域協議会を開催する予定である。第 3 回次世代育成支援地域協議会では、計画の中間まとめ案の報告を予定している。その

後、12月にパブリックコメントの実施、令和2年1月に第4回次世代育成支援地域協議会の 開催、同年3月に計画策定とする。

【質疑応答】

(桑原委員)

保育の質の確保はどのように検討しているか。

(児童保育課長)

現行計画の基本目標2の26事業の中に掲載している。人材の育成・要請・研修や保育士等処遇改善、保育士等人材確保、第三者評価の実施などの取組により質の確保に取り組んでいる。

(桑原委員)

保育園の嘱託医から依頼を受けたことがあるが、依頼方法が雑であるなど、保育の質に関して疑問に思うところがある。現状を鑑みると、質の確保について不安がある。このような意見を集約する機関があっても良いのではないか。

(児童保育課長)

今後も新規開設園数が増加するため、ご意見を踏まえて区から指導していく。

(西委員長)

質の確保は全国的な課題でもあるので、体制を整えていただきたい。

(児童保育課長)

承知した。

(土肥委員)

第1期計画では、施策を実施しているが、子育て環境に変化が起きていない結果となっており、それを受け、第2期計画を作成していると理解しているが、なぜこのような基本目標になったか、これまで4回の庁内検討会の議論の要点と合わせてお聞きしたい。

(子育て・若者支援課長)

基本目標6に関する子供の貧困対策については、国の子供の貧困対策大綱に基づき、施策として位置づけることにより傾向、実際にやるべきものが見えてくるのではないか。また、基本目標7については、ひきこもりになる前に早い段階、義務教育終了後から支援をしていくべきではないかという意見に基づき、新たな目標として追加した。

(土肥委員)

要介入が必要な方への支援に重点を置くように感じられるが、今は普通の家庭も生活が大変になってきている。

(子育て・若者支援課長)

要介入以外の家庭に対しても支援が必要との意見は多いので、介入が必要な方以外にも力を 入れ、どのような方でも子育てが楽しくできるよう、そのような方々の意見も取り入れたいと 考えている。

(宇佐見委員)

基本目標6について、LGBTへの対応は検討しているか。

(子育て・若者支援課長)

LGBT の方に対するケアなどの具体的な内容は検討している。詳細は 11 月の地域協議会にてご報告したい。

(中村委員)

コスト面や他事業における質の確保を考慮すると、現行計画で達成した事業は次期計画で継続せずに新規事業に注力するなどの見直しが必要ではないか。

(子育て・若者支援課長)

達成した事業においても継続性が必要な事業は多い。達成した事業についてはその状況を維持しつつ全体的な質の確保を図っていく。

(西委員長)

審議事項①については了承とする。(全委員異議なし)

②子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設事業の利用定員の設定について

(庶務課長)

【説明】

審議資料 2 に基づき説明する。子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項の規定により、区が施設・事業の利用定員を設定するにあたり、意見を聴取する。

令和2年4月より、台東初音幼稚園が新制度に移行する。利用定員は1号認定が135人となっている。

【質疑応答】

なし

(西委員長)

審議事項②については了承とする。(全委員異議なし)

③子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設事業の利用定員の設定について 【説明】

(児童保育課長)

審議資料 3 および関連する報告資料 6 に基づき説明する。まず、報告資料 6 について、増加する保育需要に対応するため、令和 2 年 4 月 1 日より「(仮称) 日生御徒町保育園ひびき」を開設する。定員は 0~5 歳の 60 名を予定している。審査方法は、区内の同種の施設を参考として、同水準であれば標準点とし、それ以上であれば選定する方式を採用している。

続いて、審議資料 3 に基づき説明する。子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項及び第 43 条第 3 項の規定により、区が施設・事業の利用定員を設定するにあたり、意見を聴取する。なお、「(仮称) あさくさあおぞらナーサリースクール」は、0~4 歳の受け入れが令和元年 10 月に開始し、5 歳児の受け入れは令和 2 年 4 月を予定している。

【質疑応答】

なし

(西委員長)

審議事項③については了承とする。(全委員異議なし)

(2) 事業報告

①子育て地域サポーターの実施について

【説明】

(子育て・若者支援課長)

報告資料 1 に基づき説明する。本区では、平成 29 年度から「子供育成活動支援事業」として、孤立しがちな子育て家庭への食事提供や、子供に対する学習支援を行う団体に対して補助を行っている。現在、区が支援している団体は 4 団体あり、平成 29 年度の実績では、延べ 3,162

人の子供が学習支援を利用している。

また、学習支援を受ける子供達のなかには、学習習慣のついていない子供もおり、きめ細かな指導が必要となっているが、現状では、ボランティア1人につき3人の子供が指導を受ける状況となっている。なお、同資料のボランティア数は延べ人数であることをご報告させていただく。地域で実施している子育て支援関係事業を推進させるため、区にボランティアとして登録している者を従事させ、子供の育ちを地域で支える環境づくりの支援を目的とする。令和元年度は、子供育成活動支援事業実施団体での学習支援を対象として実施する。

【質疑応答】

(堀内副会長)

説明の内容は理解したが、具体的に区ではどのような取組をしてきたかについて説明いただきたい。

(子育て・若者支援課長)

9月までにボランティアの募集をかけ、面接等を経て従事していただけるよう進めている。

(堀内副会長)

学習支援事業を含め、このサポーター制度を行うことに至った今までの経過について説明い ただきたい。

(子育て・若者支援課長)

現在も各団体による学習支援は行われており、各団体それぞれが独自にボランティアを募っている。区がボランティアを独自に登録して団体へ紹介する事業はこれまで行っていないため、新たに取り組むものである。

(土肥委員)

募集数30名は少ないのではないか。

(子育て・若者支援課長)

今年度は30名体制とするが、今後は拡充を検討している。

②東京都台東区母子生活支援施設さくら荘の指定管理者の選定について 【説明】

(子育て・若者支援課長)

報告資料 2 に基づき説明する。今回、東京都台東区母子生活支援施設さくら荘の指定管理者の選定を行う。次期指定期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、選定方法は台東区指定管理者制度運用指針 3(1)に基づき、指定管理者を公募により選定する。今後は、令和元年 8 月に募集を締め切り、審査を経て令和 2 年 4 月に指定管理者との協定締結を予定である。

【質疑応答】

なし

③未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

【説明】

(子育て・若者支援課長)

報告資料 3 に基づき説明する。令和元年 10 月から消費税率が引き上げとなる環境の中、子供の貧困に対応するため、平成 31 年度税制改正により、ひとり親に対し住民税非課税の適用拡大の措置を講じるとともに、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚

のひとり親に対して給付を行う。支給対象者は、「令和元年 11 月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母」、もしくは「基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者」とする。基準日は令和元年 10 月 31 日、対象者数の見込みは児童扶養手当の支給実績から 150 名程度を想定している。現在、児童扶養手当現況届出時に申請を受け付け、令和 2 年 1 月に給付金を支給する予定である。

【質疑応答】

なし

4 母子健康包括支援センター機能の充実について

【説明】

(保健サービス課長)

報告資料 4 に基づき説明する。平成 28 年 6 月に公布された母子保健法の改正により、妊娠や子育ての不安・孤立感に対応する機能を有する「母子健康包括支援センター」の設置が努力義務となった。本区は、台東保健所および浅草保健相談センターが母子健康包括支援センターの機能を有しているが、これら機能を充実し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う。区や医療機関、地域等の関係機関が連携し、すべての妊産婦や子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことにより、妊娠・出産や子育ての不安や孤立感等の解消を目的とする。本年度は、「乳児期の保護者等の交流支援」と「関係機関との連携強化」を実施する。

【質疑応答】

(西委員長)

本事業により支援内容のさらなる充実が期待できるが、出産後 0~3、4 か月の子供がいる 保護者に対する支援体制の充実も必要と考える。

(桑原委員)

子育て等への不安を抱えている人に対する支援は非常に重要だが、妊娠期からの虐待防止の 啓発なども重要であるので、事業内容の吟味をしていただけたら良い。

⑤平成31年4月保育所等入所状況について

【説明】

(児童保育課長)

報告資料 5 に基づき説明する。認可保育所の入所人数は 2,708 人と、前年比で 223 人増加 した。こども園における長時間保育時の人数は 393 人と、前年比で 6 人増加した。地域型保育事業の人数は 262 人と、前年比で 50 人増加した。以上、認可施設における利用者数は、合計で 3,363 人と、前年比で 285 人増加した。本区が実施している認可外保育は 128 人、また、認証保育所は区内外を含めて 242 人であった。区全体の保育所等待機児童数は 79 人と、前年比で 104 人減少した。

【質疑応答】

なし

⑥認可保育所の開設について

審議事項③と併せて説明したため、省略。

②東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定について 【説明】

(児童保育課長)

報告資料 7 に基づき説明する。当園は、台東保健所の 1 階および 2 階にあり、現在は指定管理者を導入している。今年度末で指定期間が終了するため、令和 2 年度からの指定管理者を選定する。当施設は 5 年前にも選定を行っているが、台東区指定管理者制度運用指針 3(3) に規定する継続の場合の特例により、現指定管理者を公募によらず選定する。選定手続きは、管理水準やサービス向上への取組等、指定管理者としての適性を判定する。今後は、令和元年 9 月から審査を開始し、区議会第 4 回定例会に指定管理者の指定議案の提出を予定している。

【質疑応答】

なし

⑧幼児教育・保育の無償化に伴う対応について

【説明】

(児童保育課長)

報告資料 8 に基づき説明する。国は、令和元年 10 月から幼児教育・保育を無償化する。幼稚園、認可保育所、認定こども園等の 3~5 歳児はすべての児童の利用料を無償化し、0~2 歳児は住民税非課税世帯の利用料を無償化となる。それに加え、東京都では認可保育所や認定こども園等の多子世帯に対する新たな支援を実施する。本区では、国や都の取組を実施し、さらに現行利用者における負担軽減水準の維持、国無償化対象外の施設に対する無償化対応、無償化の対象外となる食材料費のうち、主食費相当分は引き続き区が負担する等の対応を図る。

【質疑応答】

なし

9区立認可保育所等における使用済み紙おむつの処分について

【説明】

(児童保育課長)

報告資料 9 に基づき説明する。 園児の使用済み紙おむつについて、これまでは保護者の持ち帰りとしていたが、保育士の負担軽減および保護者の利便性等を考慮し、今後は園で処分することに変更する。 対象施設は区立区営認可保育所 10 園および石浜橋場こども園とする。

【質疑応答】

なし

⑩平成 31 年 4 月放課後対策事業の利用状況について

【説明】

(放課後対策担当課長)

報告資料 10 に基づき説明する。こどもクラブの利用状況は、蔵前こどもクラブおよび根岸こどもクラブを新設したことや改修工事が完了した松が谷こどもクラブの再開により、定員は平成 31 年 4 月 1 日現在で 1,415 人、利用者数は 1,275 人であった。なお、特定のこどもクラブの利用希望者 69 人が待機児童となった。放課後子供教室の登録状況は、千束小学校が 197人、石浜小学校が 152 人、大正小学校が 214 人、忍岡小学校が 231 人、蔵前小学校が 324

人であった。なお、本事業は1年生による入学後の登録件数が多いため、同資料には平成31年4月末日現在の数値を記載している。今後の放課後対策事業については、平成29年度に策定した「台東区放課後対策の方針」に則り各事業を推進していく。

【質疑応答】

(土肥委員)

介護施設の建設に伴い、竜泉こどもクラブが廃止される旨の案内が家に届いた。内容の詳細 について説明いただきたい。

(放課後対策担当課長)

竜泉こどもクラブが廃止される旨ではなく、今後は旧竜泉中学校の場所で福祉施設の整備が開始されることに伴い、別の場所に竜泉こどもクラブを仮設する旨の内容を案内させていただいた。

(土肥委員)

計画の全貌を明記した上で、案内を出さないと保護者はわからない。案内に仮設の場所は未定だが、クラブはなくならない旨を記載してほしかった。

(澤田委員)

放課後子供教室について、登録者数の推移を教えていただきたい。また、一般的に放課後子供教室は登録者数と利用者数に乖離がある。資料には登録者数のみの記載となっているが、実際はどの程度利用されているか教えていただきたい。

(放課後対策担当課長)

千束小学校を例にすると、平成 31 年の登録者数は 197 人であった。これは全児童の 86% に相当する。平成 30 年度は 191 人で全児童の 81.3%、平成 29 年度は 201 人で全児童の 83.1%、平成 28 年度は 188 人で全児童の 87.4%であった。

利用者数の一日平均数は、千束小学校で平成 31 年 4 月が 108 人、平成 30 年度が 88 人、平成 29 年度が 102 人、平成 28 年度が 98 人であった。また、石浜小学校は、平成 31 年 4 月が 89 人、平成 30 年度が 65 人、平成 29 年度が 74 人、平成 28 年度が 47 人であった。大正小学校は、平成 31 年 4 月が 54 人、平成 30 年度が 38 人であった。なお、大正小学校の利用人数が少ない理由は、校内にこどもクラブがないことが影響している。

(澤田委員)

登録しないと参加できないので、実数より登録者が多くなっている。議論する際は実数を使った方が良いかと考えている。

⑪令和2年度の放課後子供教室について

【説明】

(放課後対策担当課長)

報告資料 11 に基づき説明する。本区では、放課後子供教室の全校実施に向けて、学校や地域と協議の結果、学校運営に支障がない実施場所の確保が可能となった 4 校において、新たに放課後子供教室を業務委託により実施する。校内にこどもクラブが設置されている(仮称)浅草小学校放課後子供教室および(仮称)金竜小学校放課後子供教室については、こどもクラブと一体的な運営を実施するため、こどもクラブ運営事業者に委託する。(仮称)上野小学校放課後子供教室、(仮称)谷中小学校放課後子供教室については、公募により選定する。事業は、令和 2 年 4 月より開始する予定である。

【質疑応答】

(宇佐見委員)

(仮称) 浅草小学校放課後子供教室および(仮称)金竜小学校放課後子供教室については、現行のこどもクラブ運営事業者に委託するということだが、両事業を一体的に運営する際、スタッフの量的および質的な確保が必要と思われる。これらを考慮した上で審査するかについて説明いただきたい。

(放課後対策担当課長)

こどもクラブと放課後子供教室は、それぞれ別の委託契約となっており、その契約の中で、 人員の確保を図っている。

(宇佐見委員)

現行のこどもクラブ運営事業者が審査の結果、両事業を一体的に運営できないと判断された場合は、5年後の見直しで新たに事業者を募集するということはあり得るか。

(放課後対策担当課長)

こどもクラブ運営事業者と一体的な運営が可能かについて確認した上で委託する予定である。

⑫北上野こどもクラブ運営事業者の選定について

【説明】

(放課後対策担当課長)

報告資料 12 に基づき説明する。令和 2 年度からの北上野こどもクラブ運営事業者の選定を実施する。委託期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間だが、委託期間終了後、履行状況により最大 4 回まで更新できるものとする。なお、選定方法はプロポーザル方式とする。なお、令和 2 年 4 月から新事業者による運営を開始する。

【質疑応答】

(土肥委員)

最大4回まで契約を更新できるとはいえ、委託期間を1年間にした理由を説明いただきたい。 同一の事業者が長期間運営した方が子供にとって望ましいと考える。

(放課後対策担当課長)

こどもクラブは事業委託契約なので、1年契約を基本としている。ただし、安定的な運営が子供にとって望ましいとも考えているため、運営状況に問題がなければ最大5年間は同一の事業者に委託する予定である。他のこどもクラブも同じ考えである。

⑬東京都台東区立児童館の指定管理者の選定について

【説明】

(放課後対策担当課長)

報告資料 13 に基づき説明する。本年度末を以て指定期間が満了となる東京都台東区立児童館について、令和2年度以降の指定管理者を指定するものである。対象施設および所在地は資料をご確認いただきたい。次期指定管理者の選定は、台東区指定管理者制度運用指針に基づき、対象施設を一括指定して公募によらず選定する。その理由として、現行の指定管理者は地域の子育て支援の担い手として区の政策の補完機能を果たしていることから、公募によらない選定とする。また、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、8 館同一の指定管理者とする。今後は、令和元年 10 月から審査を開始し、令和2年4月に指定管理者との協定を締結する予定

である。

【質疑応答】

なし

(3) その他

なし

(西委員長)

これをもって令和元年度第2回台東区次世代育成支援地域協議会を閉会する。